平成２９年（フ）第２５号
岩手県釜石市上中島町４丁目２番３号
破産者　有限会社東北代行社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第７６３号
千葉県市原市西国分寺台１丁目７番地17
破産者　瓜澤　　進
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６４号
東京都中央区八丁堀４丁目14番７号第一中央ビル
破産者　株式会社タイズ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２１号
千葉市中央区仁戸名町356番地45　美幸コーポ101号、開始決定時の住所千葉市稲毛区柏台１番５棟409号
破産者　湯川　博美
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８２号
千葉県船橋市西習志野２丁目28番９号　ヒルトップ201号
破産者　山本　弘毅
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３０号
千葉市美浜区稲毛海岸５丁目８番44号
破産者　高松　綾子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４３号
千葉県船橋市芝山２丁目５番15棟108号
破産者　矢野　洋司
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
千葉県習志野市谷津１丁目21番28号
破産者　小倉　卓也（旧姓金牧）
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９２号
千葉県船橋市習志野台３丁目13番25号　津村ビル105号
破産者　原　　英穂
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１８号
広島市西区三篠町１丁目３番20号
破産者　有限会社広島総合電機サービス
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2102番地１
破産者　株式会社奥野電子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８号
秋田県大館市大茂内字諏訪下49番地１
破産者　有限会社ウッドジョイ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１７４号
千葉県大網白里市大網336番地４
破産者　関　美智子（旧姓中梶・足達・關）
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５号
千葉県銚子市外川町４丁目11210番地
破産者　加瀬佳央里
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地ノ31
破産者　有限会社ホテルハイツ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
岐阜市加納北広江町17番地の２
破産者　株式会社サラ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３２号
岐阜市五坪２丁目６番14号
破産者　有限会社ジェー・ジェー・インターナショナル
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８１号
名古屋市緑区大高町字己新田54番地
破産者　株式会社サン・ホワイト
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２４号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字前田６番地の１
破産者　有限会社エヌアイカーセンター
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
三重県伊賀市上野愛宕町1888番地の５、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市服部町１丁目26番地
破産者　福永　正人
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２５４号
大阪市天王寺区空堀町16番８号
破産者　大興紙工株式会社
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部